第八十三条の次に次の一条を加える。

（所属土地改良区の合併に伴う解散等）

第八十三条の二　土地改良区連合は、所属土地改良区の合併により一の土地改良区のほかにその所属土地改良区がなくなつた場合には、次条において準用する第六十七条第一項各号に掲げる事由によるほか、当該一の土地改良区が第三項の認可を受けて当該土地改良区連合の権利義務（当該土地改良区連合がその行う事業に関し、行政庁の許可、認可その他の処分に基づいて有する権利義務を含む。以下この条において同じ。）を承継することによつて解散する。

2　土地改良区連合は、前項の規定により解散する場合には、総会の議決を経て、都道府県知事の認可を受けなければならない。

3　第一項の一の土地改良区は、同項に規定する場合において、その所属する土地改良区連合の権利義務を承継しようとするときは、総会の議決を経て、都道府県知事の認可を受けなければならない。

4　都道府県知事は、前二項の認可をしたときは、遅滞なく、第二項の土地改良区連合についてはその解散する旨、前項の一の土地改良区については定款の変更の内容及び当該土地改良区連合の権利義務を承継する旨を公告しなければならない。

5　第一項の規定による土地改良区連合の解散及び第三項の規定による一の土地改良区による当該土地改良区連合の権利義務の承継は、前項の規定による公告があるまでは、これをもつて第三者（当該一の土地改良区の組合員等を除く。）に対抗することができない。

6　第一項の規定による解散については、次条において準用する第六十八条第一項の規定は、適用しない。

第八十五条第八項中「関係都道府県知事を経由して」を削る。

第八十五条の二第十項中「の定める」を「で定める」に改め、「、関係都道府県知事を経由して、（第六項の規定により市町村の議会の議決を経てする国営土地改良事業の申請にあつては、直接、）」を削り、「、関係都道府県知事に」を「関係都道府県知事に」に改める。

第八十五条の三第五項及び第十一項並びに第八十五条の四第四項中「の定める」を「で定める」に改め、「関係都道府県知事を経由して」を削る。

第八十七条の二第一項に次の一号を加える。

三　土地改良施設（農業用水の供給その他のその機能が低下することにより、地域における農業生産活動の継続的な実施に重大な影響を及ぼすおそれがあると認められる基幹的なものに限る。）の更新のために行う当該土地改良施設の変更を内容とする第二条第二項第一号に掲げる事業

第八十七条の二第三項中「同項第二号」の下に「又は第三号」を加え、「の定める」を「で定める」に改め、同条第四項中「同項第二号」の下に「又は第三号」を加え、同条第六項中「同項第二号」及び「第一項第二号」の下に「又は第三号」を加え、同条第十項中「第一項第二号」の下に「及び第三号」を加える。

第八十七条の三第一項第一号中「同じ。」の下に「又は所有権（以下「農地中間管理権等」という。）」を加え、同項第三号中「事業施行地域内農用地」を「農地中間管理機構が事業施行地域内農用地について農地中間管理権を有する場合にあつては、当該事業施行地域内農用地」に改め、同条第三項及び第四項中「農地中間管理権」を「農地中間管理権等」に改める。

第八十七条の四第一項中「結果」を「結果を踏まえて農業用用排水施設の」に、「図るため急速に農業用用排水施設の変更を内容とする第二条第二項第一号の土地改良事業（当該変更に係る農業用用排水施設の有している本来の機能の維持を図る」を「図るために、又は農業用用排水施設が老朽化したこと若しくは地盤の沈下、市街化の進展その他の周辺地域の自然的社会的条件の変化等に起因して脆弱化したことにより決壊その他の事故による被害が生ずるおそれがあるために、急速に次の各号に掲げる土地改良事業（当該土地改良事業により、当該各号に定める農業用用排水施設が有している本来の機能を維持し、又は代替する」に、「当該事業」を「当該土地改良事業」に、「緊急防災工事計画」を「緊急防災等工事計画」に、「その事業」を「当該土地改良事業」に改め、同項に次の各号を加える。

一　農業用用排水施設の変更を内容とする第二条第二項第一号の土地改良事業　当該変更に係る農業用用排水施設

二　既存の農業用用排水施設に代わるこれと同様の機能を有する農業用用排水施設（次項において「代替農業用用排水施設」という。）の新設（当該新設に附帯して行う当該既存の農業用用排水施設の変更又は廃止を含む。）を内容とする第二条第二項第一号の土地改良事業　当該既存の農業用用排水施設

第八十七条の四第二項中「緊急防災工事計画」を「緊急防災等工事計画」に改め、「変更後の農業用用排水施設」の下に「又は代替農業用用排水施設」を加える。

第八十七条の五第一項中「第二条第二項第五号の」を「次に掲げる」に、「その事業」を「当該土地改良事業」に改め、同項に次の各号を加える。

一　復旧事業

二　復旧事業とこれに附帯して施行することを相当とする土地改良施設の変更を内容とする第二条第二項第一号の土地改良事業（当該復旧事業が、災害復旧に係るものである場合にあつては当該復旧事業に係る土地改良施設において再度災害を防止するためのものに限り、突発事故被害の復旧に係るものである場合にあつては当該復旧事業に係る土地改良施設において当該突発事故被害と類似の被害を防止するためのものに限る。）とを一体とした事業であつて、当該事業に係る土地改良施設の有している本来の機能の維持を図ることを目的とし、かつ、当該事業の施行に係る地域内にある土地について第三条に規定する資格を有する者の権利又は利益を侵害するおそれがないことが明らかなものとして政令で定める要件に適合するもの

第八十八条の見出しを削り、同条の前に見出しとして「（計画の変更等）」を付し、同条第一項中「除く。）につき、土地改良事業」を「除く。次条において同じ。）につき、土地改良事業」に、「を変更し」を「の変更（土地改良事業の施行に係る地域の変更で、その変更前の土地改良事業計画による土地改良事業の施行に係る地域内にある土地のうち第一号に規定する非受益申出者に係るものを合計した面積の、当該地域内にある土地の地積に対する割合が農林水産省令で定める割合に満たないものを除く。）をし」に、「の定める」を「で定める」に改め、同項第一号中「者」の下に「（当該土地について、当該変更前の土地改良事業計画に係る土地改良事業により利益を受けないことが明らかになつた旨の申出をした者（以下「非受益申出者」という。）を除く。）」を加え、同項第二号中「者」の下に「（当該土地についての当該廃止前の土地改良事業に係る非受益申出者を除く。）」を加え、同条第六項中「並びに第八十七条の二第八項」を「並びに第八十七条の二第四項、第五項、第八項」に改め、「第四十八条第四項中」の下に「「組合員」とあるのは「同条に規定する資格を有する者（当該土地についての当該変更前の土地改良事業計画に係る第八十八条第一項第一号に規定する非受益申出者を除く。）」と」を加え、「第八十七条の二第八項中」を「第八十七条の二第四項中「第一項」とあるのは「第八十八条第一項」と、「同項第二号又は第三号の事業のうち施設更新事業」とあるのは「施設更新事業」と、「限る。）に係る土地改良事業の計画を定めようとする場合」とあるのは「限る。以下この項において同じ。）に係る土地改良事業の計画を変更しようとする場合であつて、その変更後の土地改良事業の計画が施設更新事業の施行を内容とするものであるとき」と、同条第八項中」に改め、同条第十五項第一号中「農地中間管理権」を「農地中間管理権等」に改め、同項第二号中「当該土地改良事業計画」を「農地中間管理機構が前号に規定する農用地について農地中間管理権を有する場合にあつては、当該土地改良事業計画」に、「前号の」を「当該」に改め、同条第十八項中「農地中間管理権」を「農地中間管理権等」に改め、同条第十九項中「緊急防災工事計画」を「緊急防災等工事計画」に改め、「変更後の農業用用排水施設」の下に「又は代替農業用用排水施設」を加え、同条の次に次の一条を加える。

第八十八条の二　完了前の国営土地改良事業又は都道府県営土地改良事業について、市街化の進展その他の自然的経済的社会的諸条件の変化により、これらの土地改良事業の工事が完了してもその土地改良事業の施行に係る土地の大部分が当該土地改良事業の計画において予定した利益を受